

第47回内閣府独立行政法人評価委員会 議事録

大臣官房政策評価広報課

1. 日 時：平成24年8月27日（月） 14：00～16：04

2. 場 所：内閣府庁舎3階特別会議室

3. 出席委員：山本委員長、石川委員、伊集院委員、上野委員、遠藤委員、大隈委員、大河内委員、中野目委員、長岡委員、沼尾委員、平澤委員、渡邊委員

4. 議事概要

(1) 平成23年度の業務実績評価結果等について

①（独）国立公文書館について、大隈分科会長代理から報告がなされた。また、不要財産の国庫納付について説明がなされ、意見交換の結果、委員会として了承された。

②（独）北方領土問題対策協会について、上野分会長から報告がなされた。また、不要財産の国庫納付について説明がなされ、意見交換の結果、委員会として了承された。

③（独）国民生活センターについて、伊集院分科会長代理から報告がなされた。また、国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討状況について報告がなされた。

(2) （独）北方領土問題対策協会、（独）国民生活センターの中期目標期間終了時の組織・業務全般の見直しについての当初案（仮評価）について説明がなされ、意見交換の結果、委員会として了承された。

(3) 宇宙航空研究開発機構分科会の設置について報告がなされた。

(4) （独）沖縄科学技術研究基盤整備機構役員の退職金に係る業績勘案率について報告がなされた。

(5) 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の制定に伴う役員報酬規程の改正について説明がなされ、委員会として了承された。

(6) 独立行政法人をめぐる最近の動き、評価委員会等の今後の予定について報告がなされた。

5. 議 事

○山本委員長 それでは、時間でございますので、これからお見えの委員もいらっしゃいますけれども、ただいまから第47回の評価委員会を開催いたします。

本日は、御多忙中のところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

議事に入ります前に、内閣府の事務局に人事異動がございましたので、御紹介をいたします。新たに渡部政策評価広報課長が就任しておりますので、一言、御挨拶をお願いします。

○渡部政策評価広報課長 4月に政策評価広報課長に着任いたしました渡部でございます。よろしくお願いいたします。

○山本委員長 よろしく願いいたします。

それでは、本日の委員会でございますが、定足数を満たしておりますので、議事に入らせていただきます。

お手元の議事次第に示しておりますように、本日の議題といたしましては、国立公文書館、北対協の不要財産の国庫納付、続いて、北対協、国民生活センターの中期目標期間の業務実績の仮評価、中期目標期間の終了時の組織業務の見直しについての審議をお願いする。3番目といたしまして、各法人の23年度実績評価、全体の大ぐくりで4つ目の事項といたしましては、独法をめぐる最近の動きでございますとか、5番目といたしまして、沖縄機構元役員の退職金に係る業績勘案率、6番目といたしまして、宇宙航空研究開発機構分科会の設置についての御報告、こんな案件を本日は予定しております。

それでは、議事次第に従いまして、まず初めに、独法をめぐる最近の動きにつきまして、事務局より御報告をいただきます。よろしくお願いいたします。

○渡部政策評価広報課長 お手元の資料1-1をごらんいただきたいと思います。

御案内のように、通則法によりまして、各府省の評価委員会の各事業年度の評価につきましては、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会（以降、政独委）へ通知し、必要に応じて意見を述べることができると規定されております。

資料1-1は、政独委が二次評価をするに当たりまして評価の視点を定めたものでございます。直近は、平成22年5月31日に改正されております。

続きまして、資料1-2、平成23年度業務実績評価の具体的取組についてごらんいただきたいと思っております。

こちらは、資料1-1、評価の視点に沿いまして、23年度の業務実績を二次評価するに当たり、特に留意すべき事項等についてとりまとめられたものでございます。既に法人の方には周知してございます。

1枚おめくりいただきまして、別添の方をごらんいただきたいと思います。そこには、特に留意する点が評価の視点の項目に沿って書かれております。

1つ目、「基本的な視点」のところでございますが、法人のミッションに沿った業績の評価、適切な業務水準の判断などが記載されてございます。

それから、「各法人に共通する個別的な視点」のところでございますが、「政府方針等」のうち、特に留意すべき具体的な事項といたしまして、一昨年12月に閣議決定されました事務・事業の見直しの基本方針ですとか、政独委から通知された勧告の方向性、また、昨

年度の業務実績の評価、それぞれにつきまして当該年度に取り組むこととされている事項への取組状況などについてが記載されてございます。

3番目、「保有資産の管理・運用等」につきましては、例えば職員宿舎について、本年4月、行革実行本部にて決定されました独立行政法人の職員宿舎の見直し計画への取組状況ですとか、運営費交付金債務と欠損金等の相殺状況などが記載されております。

6の「内部統制」についてですけれども、こちらは内部統制の充実・強化に向けた取組、監事の監査結果を踏まえた評価の実施などが記載されております。

最後、9番目、「業務改善のための役職員のイニシアチブ等についての評価」につきましては、自然災害へのリスク対応の取組などが挙げられております。

簡単でございますが、こちらは以上でございます。

また、本評価委員会の関係の動きについて報告させていただきますと、本会の独法評価委員会令によりまして、沖縄の分科会は本年10月31日で解散ということになっております。また、今国会の内閣府設置法の改正によりまして、宇宙の利用推進が内閣府の業務として加わりました。後ほど担当室の方から説明があるかと思いますが、これに伴う政令の改正が7月12日に施行されまして、宇宙航空研究開発機構（JAXA）の分科会が設置されまして、併せて委員会には臨時委員及び専門委員を置くことができるようになってございます。

このJAXAの通則法上の主務省は文科省で、共管先は総務省となっておりますが、今回の改正で内閣府と経産省が加わるということになります。

また、原子力規制委員会に係る法律が成立したことに伴いまして、原子力安全基盤機構の業務につきまして、一部が内閣総理大臣が主務大臣となる予定でございます。この関係の分科会が設置される予定でございますが、現時点では関係の政令はまだ施行されていない状況でございます。

以上でございます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの御報告につきまして、何か御質問等ございましたら御発言いただきたいと思います。特によろしいでしょうか。

沖縄は去りますけれども、宇宙と原子力が来るということでございますので、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

まず、国立公文書館の関係が次になりますけれども、平成23年度業務実績の評価につきまして、本日は、大隈分科会長代理から御報告をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○大隈分科会長代理 それでは、お手元の資料2-1、後で追加になってお渡しになられたと思っておりますので、そちらの資料をごらんいただけたらと思っております。

こちらの資料2-1、国立公文書館の平成23年度業務の実績評価について御報告いたします。

まず、7月25日の分科会におきまして、国立公文書館の館長を初め、監事、担当の方々から業務の実績について詳細な説明を受けました。その後、委員各位から評価意見の御提出をいただき、8月22日の分科会におきまして、項目別評価及び総合評価について審議を行い、平成23年度の評価を決定したところでございます。

なお、資料は配付しておりませんが、23年度業務の実績に関する項目別評価につきましては、一部の項目について業務実績の再確認が行われた上で、すべての指標、項目につきましてA評価といたしております。

総合評価につきましてはの概要ですが、1、体制整備については、公文書管理法の施行に伴い、新たに館に期待される機能の円滑な実施や業務の効率化及び内部統制の強化の観点から組織体制の整備が行われています。

2、行政文書の管理について、内閣府に対して適切な支援、専門的・技術的助言が行われています。

3、歴史公文書等の受け入れ、保存、利用については、掲げられた数値目標をすべて達成されており、計画どおり順調に実施されております。司法府からの文書移管も順調に進められています。

4、地方公共団体に対しては、特に東日本大震災により被災した公文書の修復支援事業に懸命に取り組まれています。

5、国際的な取組みでは、国際公文書館会議への出席、東アジア地域支部総会の日本開催など、積極的な参加、貢献が行われています。

6、調査研究の成果は、ホームページなどで公表されています。

7、国及び地方公共団体の職員を対象とする研修に、目標を大幅に上回る受講者を集めて、受講者から良好な評価を得られています。

8、アジア歴史資料センターにつきましては、設立10周年事業のほか、新ホームページ公開、モバイルサイトの開設など、利用者の利便性向上のための処方策が講じられています。

9、業務運営の効率化では、契約の適正化により、経費削減に真摯に取り組まれ、人件費についても国に準じた給与の見直しが行われています。

このほか、当分科会が平成22年度業務実績評価の際に指摘した事項につきましては、適切に対応が行われており、また、総務省の政独委の二次評価意見につきましては、内部統制の整備運用について真摯な取組みがなされております。

23事業年度財務諸表につきましては、分科会として特に意見はないということで了承いたしました。

以上のように、公文書管理法施行による新規事業への対応のため適切な体制整備を行い、業務運営の効率化を進めながら、国立公文書館が果たすべき役割、各取組みは計画に即し

順調に実施され、目標を達成し、あるいはそれを上回る成果を上げたと認められるとの評価をいたしました。

なお、今後の取組みへの要望、期待といたしましては、1、我が国全体の公文書管理の在り方を向上していくに当たり、国立公文書館のプレゼンスが極めて大きな影響を有していることを自覚して、今後も全国の公文書館のフロントランナーとしての継続的な活動、取組みが行われることを期待したい。

2、研修受講者数の大幅な増加等の状況変化に対応して、より一層の体制整備に取り組むことが望まれるとしております。

以上、簡単ですが、国立公文書館分科会からの報告とさせていただきます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御報告を受けまして、何か御質問等ございましたら御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

特によろしいでしょうか。そうしましたら、これは分科会の議決事項でありますので、私たちとしては、これを承ったこととし、引き続き、委員の皆様、公文書館におかれては、よろしくお取組みのほどお願いしたいと思います。

続きまして、同じく公文書館の関係で、不要財産の国庫納付の案件がございます。この件につきまして、公文書館の方から御説明をお願いします。

○小林公文書管理課長 お手元の資料2-2を参照願います。公文書館の不要財産の国庫納付につきまして、御説明申し上げます。

本件は、一昨年、22年12月の閣議決定、事務・事業見直しの基本方針に基づきまして、アジア歴史資料センターが設立当初から半蔵門に所在しておりましたけれども、これが文京区本郷に移転いたしました。これに伴いまして敷金に差額が生じまして、1,212万5,000円につきまして、今年度、24年度中に国庫納付を実施しようというものでございます。

御案内のように、独立行政法人通則法が一昨年に改正されておまして、不要となった財産の国庫納付を義務づける。これによって、財政基盤の適正化、国の財政への寄与を図るとされているところでございます。

本件、アジア歴史資料センターの移転につきましては、経費削減の観点から行われたものでございますので、今後、現在の敷金額を上回る移転というのは見込めないところでございます。このような観点から、不要財産として国庫納付を行おうとするものでございます。

なお、不要財産の処分につきましては、制度上、一般論といたしましては、中期計画を変更して行う方法と中期計画の変更を行わずに主務大臣の認可により行う方法がございます。本件の場合、敷金差額を処分したといたしましても、現行の第3期中期計画に定められました業務の遂行に影響が及ぶものではないということから、中期計画を変更することなく処分を行おうとするものでございます。

不要財産の国庫納付の認可をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聞くこととするとされており、去る 22 日の分科会にもお諮りしたところでございます。御了承いただきましたものを、同じく本日の本委員会にお諮りするという趣旨でございます。

説明は以上でございます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

分科会では了承という御意見だったということですが、こちらの委員会でも、これは恐らく委員会マターだということで上がっていると思いますので、御意見、御質問等ありましたら御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。

特に御意見がないということであれば、極めてリーズナブルというか、わかりやすい話でありますので、特に御異論もないというふうに思いますので、当委員会としても了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。そのように取り扱わせていただきます。

そういたしましたら、公文書館関係の案件は以上で終了いたします。どうも御苦労さまでございました。

続きまして、北対協関係の案件に移らせていただきます。

まず、平成 23 年度業務実績の評価につきまして、上野分科会長から御報告をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○上野分科会長 お手元の資料 3-1 に基づきまして、北方領土問題対策協会の平成 23 年度の業務実績の評価につきまして御報告をさせていただきます。

北方領土問題対策協会分科会におきましては、7 月 17 日火曜日に北方領土問題対策協会から平成 23 年度の事業実績及び平成 23 事業年度の財務諸表につきまして説明を受けました。続いて、8 月 21 日火曜日に分科会の評価につきまして議論いたしました。

総合評価結果の概要でございますけれども、北方領土問題の長期化と元島民の高齢化、減少の進展という厳しい状況のもとで計画に沿った事業の推進及び実施後の効果検証結果を翌年度事業に反映するなど、総合的に見て適切な取組みが認められるというふうに分科会において判断いたしました。

お手元の資料 3-1 に基づきまして、ざっくりと御説明いたします。

まず、評価できる点といたしましては、「I. 項目別評価の総括」の 1 でございますけれども、一般管理費の削減、業務経費の効率化に向けて、真摯な取組みが認められる点が評価できる。それから、契約の適正化に向けて、関係規程の改正及び整備、一者応札の縮減に向けた取組み、契約監視委員会による検証等、着実な取組みが認められる点ということを評価しております。

Iの2でございますけれども、青少年や教育関係者に対する啓発事業につきまして、前年度のアンケートの指摘や要望を踏まえて、より参加者の視点に立ったプログラム内容に改善した上で計画どおり実施されたと認められる点を評価しております。

北方四島との交流事業につきましては、実施方法の見直しを通じて参加者から一部経費の利用負担を求める取組みが図られていると認められる点を評価しております。

融資事業につきましては、リスク管理債権比率が計画以下の低い水準を維持しております。適切に行われているというふうに認められる点を評価しております。

次に、当分科会といたしまして、今後の取組みを北対協に求めた点として以下の点があります。

Iの1の関連でございますけれども、引き続き、相互チェック体制による内部統制、ガバナンス強化を推進することをお願いしたい。

Iの2に関連することですが、後継船舶が導入されたわけですけれども、この有効かつ効果的、多角的な活用を含む事業全体の新たな展開ということを今後取り組んでいただきたいということです。

それから、融資事業につきまして、今後とも制度の更なる周知徹底を図ること、及び、引き続きリスク管理に十分な注意を払うことを求めています。

最後の総合評価でございますけれども、今年度、貸付決定額が計画額に達していないこと等、東日本大震災の影響が考えられるわけですけれども、その他の要因についても分析を行うとともに、相談会で出された要望等を踏まえて、今後の事業に生かすことを取組みとして求めています。

以上、北方領土問題対策協会分科会からの報告とさせていただきます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御報告を受けまして、委員の皆様から御質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

特に御発言はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

そういたしましたら、この平成23年度業務の実績評価につきましては、当委員会としては承ったということで取り扱わせていただきます。

次に、同じく北対協関係で仮評価の審議をお願いしたいと思います。

ちょっと通則法の説明をさせていただきますと、通則法上、主務大臣は、中期目標期間終了時の検討に当たり、評価委員会の意見を聞かなければならないこととされております。これは、当委員会の議決事項ということになりますけれども、専門性の高い分科会において、まず原案を作成していただくという段取りで作業を行っておりますので、まず、上野分科会長の方から御説明をいただき、併せて内閣府の方から御説明をいただき、その後、審議をお願いしたいと思います。

それでは、上野分科会長、よろしく願いいたします。

○上野分科会長 お手元の資料3-2に基づきまして御報告をさせていただきます。

北方領土問題対策協会の平成 20 年度から 23 年度の業務実績の仮評価につきまして御報告ということになります。

この仮評価は、23 年度評価とともに、20 年度からの 4 年度間の業務実績を踏まえて審議し、お手元の資料 3-2 のとおり、仮評価表（案）としてとりまとめました。評価項目ごとの評価に加え、最後に委員会としての主要事務事業や組織の在り方についての意見をとりまとめております。

この案の内容につきまして、事務局の方から御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○吉住北方対策本部参事官 北方対策本部参事官、吉住でございます。説明させていただきます。

北方領土問題対策協会の平成 20 から 23 年度の仮評価につきまして、時間の関係もございいますので、資料 3-2 のポイントを絞って御説明をさせていただきます。

まず、I の 1 の「業務運営の効率化に関する事項」でございますが、2 つ目の「契約の適正化について」の一番下のところがございます、「引き続き一者応札の縮減のため、十分な入札期間の確保や、新規参入者を考慮した仕様書の見直しなどを図るべく努力されたい」という指摘をいただいたところがございます。

その下の「内部統制・ガバナンス強化について」でございますが、これは 2 つ段落がある、1 つ目の段落の下から 2 行目の終わりの方でございますが、「引き続きコンプライアンスやリスク・マネジメント、内部統制及びガバナンスの強化に期待したい」というような指摘をいただいたところがございます。

I の 2 の「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」でございますが、まず（1）「国民世論の啓発に関する事項」は、全体的にいろいろ書かれてございますが、これについては取組みに対する地道な努力、工夫をお認めいただいたところでございます。

（2）の「北方四島との交流事業」につきましては、①の部分でございますが、「交流事業については、計画通り実施されており、相互理解を深めるとともに、国民世論の啓発や返還運動の活性化に寄与する役割を果たしている」という評価をいただいたところがございます。

次のページになりますが、③の「四島交流等事業に使用する後継船舶の確保」でございますが、③の最後のところ、「後継船舶の有効かつ効果的・多角的な活用を含む事業全体の新たな展開を期待したい」という指摘をいただいたところがございます。

（3）の「北方領土問題等に関する調査研究」につきましては、返還要求運動の推進に役立っているとの評価をいただいたところがございます。

（4）の「元島民等の援護」につきましても、着実な支援が行われているとお認めをいただいたところがございます。

(5)でございますが、「北方地域旧漁業権者等に対する融資事業」につきましては、特にリスク管理の面について適切に行われているというふうにお認めいただいたところでございます。

3番の「予算、短期借入金、剰余金に関する事項」につきましても、全体として適正に行われているとお認めをいただいたところでございます。

その次の「施設及び設備に関する計画」につきましては、平成20年度に計画どおり、札幌事務所の移転による経費節減を図ったこと、それから、北方領土啓発施設について、改修工事を計画どおり実施していること等について評価をいただいたところでございます。

その次の5番の「人事に関する事項」でございますが、人員削減を図りつつ、極めて限られた人数での業務の効果的な実施に向け、最大の努力を行っているとお認めをいただいたところでございます。

Ⅱ番の「その他の業務実績等に関する評価」でございますが、1の「保有資産の管理・運用等について」は、適切に行われていると認められたところでございます。

次の「関連法人について」でございますが、関連法人は、こちらの場合は千島連盟ということになりますが、この千島連盟に対する支援等は適切に行われている。併せて、千島連盟との関係も適切であるというふうにお認めいただいたところでございます。

それから、Ⅲ番の「法人の長等の業務運営状況」でございますが、理事長、専務理事、監事につきましても、その職務への取組みについて評価をいただいたところでございます。

次に、◎の「総合評価」でございますが、中期目標期間における業務は、適切かつ着実に実施されているとお認めをいただいたところでございます。

次のページでございますが、「主要事務事業や組織の在り方についての意見」、2点いただいております。

1点目は、事業の円滑な実施のため、職員の定員増を伴わない限りにおいて、ロシア語に堪能な職員の採用等を考慮されたい。

2点目は、国民世論の啓発については、各種の取組みがこれまで推進されているところでございますが、北方領土問題に関する正しい知識が国民にはなかなか浸透していないという側面もあることから、創意工夫を図りつつ、更なる取組みを期待したいという2点の指摘をいただいたところでございます。

以上でございます。

○山本委員長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの仮評価（案）につきまして、御意見、御質問等がありましたら御発言をお願いしたいと思います。

この資料3-3は、この後ですか。

○吉住北方対策本部参事官 この後、御説明させていただきます。

○山本委員長 資料3-2につきまして、御意見、御質問等がありましたら、よろしくお願いたします。

特に御発言はございませんでしょうか。

そうしましたら、この仮評価（案）につきましては、当委員会として了承する、分科会の評価どおり了承するというふうに取り扱わせていただきたいと思います。

続きまして、今度は北対協の議事の3番目ということになりますけれども、中期目標期間終了時の見直し当初案につきましてお諮りしたいと思います。

これは、見直し当初案をつくる際に、当委員会として意見があれば大臣に意見を申し出ることができるということになっておりますので、その趣旨でお諮りするものであります。

それでは、その見直し当初案につきまして、北方対策本部の方から御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○吉住北方対策本部参事官 では、資料3-3に沿いまして御説明をさせていただきます。

この組織・業務全般の見直しにつきましては、1番の事務・事業の見直し、2番の組織の見直し、それから、運営の効率化・自律化の見直し、その他というふうに4つに分けてございます。

まず、事務・事業の見直しでございますが、大きく3つの柱で考えております。1つ目のポイントは、国民世論の啓発でございます。戦後67年が経過しまして、元島民の方々も非常に高齢化が進んでおまして、現在は78.2歳というかなり御高齢になっております。したがって、これまで返還要求運動の核になっておられた元島民の方の後継者を育成するという点とともに、運動のすそ野を広げていくということが非常に不可欠な情勢になっております。

そういった観点から、次代を担う若い世代の関心、それから、正しい理解を持っていただくことが必要不可欠であるということから、今後は青少年を対象とした事業を引き続き重点項目としていきたいということが一つの柱であるというふうに考えております。

2つ目は融資事業でございますが、これにつきましても、いわゆる北方領土問題が長期化するということにありまして、この融資制度を今後どういうふうに効果的に活用していくということが課題になっております。元島民で構成される千島連盟からも、この融資事業の見直しについてもさまざまな意見が寄せられておりますので、こういった融資事業につきまして、ニーズの把握でありますとか、あるいは現在の事業をどういうふうに効果的にやっていくべきかといったさまざまな点について引き続き分析、調査をやっていかなければいけないというのが2つ目の柱でございます。

3つ目が、四島交流事業でございますが、これは平成4年から事業を開始しておりますが、既に20年が経過しておるわけでございますが、北方四島をめぐる情勢もかなり変化をしております。具体的には、国の発展計画によりまして、インフラ制度が相当程度進んでおまして、更に中韓の企業も進出しておりますので、日本の存在が毎年のように低下してきている、このような状況でございます。

先ほど説明もございましたが、新船「えとぴりか」も就航したところでございまして、先般の予算委員会でも川端大臣が答弁をいたしました。今後、この四島交流事業につき

ましては、外務省などとともに今後の在り方について検討を開始しなければいけないというふうに考えておりますが、こうしたことが四島交流事業についても一つの柱になってくるといふふうに思っておるところでございます。

それから、2番の組織の見直しに関しては、現行の独立行政法人形態を維持したいというふうに考えておまして、更に運営の効率化・自律化の見直しにつきましては、現在の中期目標期間と同程度の業務運営の効率化を次期中期目標期間においても行っていきたいというふうに考えております。

その他につきましては、先ほど仮評価のところにもございましたが、職員のロシア語習得を推進するとともに、職員を採用する際にはロシア語のスキルも考慮した募集を行うといったことも踏まえて、今後、次期中期目標に反映してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

これは、分科会の方では何か御意見等は出されましたでしょうか。

○上野分科会長 はい。分科会で議論いたしまして、その議論の内容が、今、御報告いただいたところに反映されております。例えば「その他」のところのロシア語の話等も分科会で出てきた話でございます。

○山本委員長 どうもありがとうございます。

それでは、先ほど申しましたように、当委員会としての意見があれば意見を出すということが出来ますので、委員の皆様、何か御質問、御意見がございましたら、御発言をお願いしたいと思います。

特にございませんでしょうか。

分科会の意見が見直し当初案に反映されているということでもありますので、特に当委員会として御発言もないということであれば、本見直し当初案について意見なしというふうにとりまとめさせていただきます。どうもありがとうございました。

続きまして、北対協関係の最後の案件でございますが、不要財産の国庫納付につきましてお諮り申し上げたいと思います。

では、本件につきまして、北方対策本部の方から御説明をお願いいたします。

○吉住北方対策本部参事官 資料3-4をごらんいただければというふうに思っております。

不要財産の国庫納付でございますが、資料3-4でございますように、北対協は、先般、会計検査院による実地検査を受けたところでございます。その際、平成22年に改正されました独法通則法の第46条の2、これは下の方に参考条文をつけてございますが、平成22年に閣議決定されました「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の中に、不要財産は速やかに国庫納付するというような規程がございまして、この趣旨にかんがみまし

て、北対協が保有する資産の一部を不要財産として国庫納付するよう指摘を受けたところでございます。

指摘を受けた財産の内容でございますが、独法移行時に特殊法人から引き継ぎました政府出資金 2 億 7,590 万 7,851 円、このうちの現金出資された 1,969 万 8,330 円と、職員の借り上げ住宅の敷金の返戻金が 14 万円でございますので、これを足し上げまして合計で 1,983 万 8,330 円ということになっております。

この指摘を受けまして、北対協から独法通則法の第 46 条の 2 に基づく不要財産の国庫納付についての認可申請が参っております。次ページに申請文書を添付しておるところでございます。

北方対策本部、北対協では、この政府出資金につきまして、法人として業務を確実に実施するために必要な資本金、その他の財産的基礎と考えておったところでございますが、独法通則法の改正、それから、先ほど申し上げました「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の趣旨に基づきまして、また、北対協の業務運営は、現在、運営費交付金より賄われておるということで、将来にわたりまして業務を確実に実施する上で必要がないというような会計検査院の指摘も受けとめまして、国庫納付を認可する方向で考えているところでございます。

つきましては、この独法通則法第 46 条の 2 の第 5 項に基づきまして、皆様に御審議をお願いするものでございます。

詳細な御質問等々ございましたら、北対協から回答をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○山本委員長 それでは、本件につきまして、委員の皆様から御質問、御意見がございましたら承りたいと思います。いかがでしょうか。

特に御発言はございませんでしょうか。ございませんようでしたら、本件はそのような指摘を受けたということもあり、当委員会としては、これを了承するといいますか、特に意見はないということでお認めしたいと思いますが、そういうとりまとめでよろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございます。それでは、そのように取り扱わせていただきます。

そういたしましたら、以上で北対協関係の案件はすべて終了いたしました。

○吉住北方対策本部参事官 業務方法書の一部変更につきまして、ちょっと御報告を。

○山本委員長 ちょっと議題の方になかったのですが、それでは、その業務方法書の一部変更につきまして御報告をお願いいたします。

○吉住北方対策本部参事官 北方領土問題対策協会の融資事業につきまして、貸付利率でございますが、半年ごとに見直しを行っておりまして、次回、10 月 1 日に利率変更の予定があります。

利率変更につきましては、業務方法書の一部変更することが必要というふうになっておりまして、独法通則法の第 28 条第 3 項の規程によりまして、あらかじめ評価委員会の意見

を聞くということになっております。ただ、変更後の利率が決定する9月中に評価委員会の開催が予定されておりませんので、貸付利率の変更につきましては、詳細がわかり次第、文書をもってお知らせして御意見を伺いたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○山本委員長 これは、例年同様の形でやっておりますので、そのような形で取り扱わせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

そうしましたら、以上ですべてということで、どうも御苦労さまでございました。今後ともお取組みをよろしくお願ひいたします。

それでは、次に、国民生活センター関係の議事に移らせていただきます。

まず、平成23年度業務の実績評価につきまして、伊集院分科会長代理から御報告をいただきます。よろしくお願ひいたします。

○伊集院分科会長代理 それでは、資料4-1をごらんください。資料4-1に基づき御説明いたします。

平成23年度の業務実績、中期目標期間中の仮評価、並びに見直し当初案についての審査のために、国民生活センター分科会は、7月24日と8月10日に開催いたしました。

では、平成23年度の業務実績の審査結果の概要を御報告申し上げます。

資料4-1の7ページの総合評価欄に記載しておりますように、国民生活センターは、効率化、合理化を進めながら、国民生活センターへの要請に応えるべく計画に即して業務を遂行したと判断いたしました。

具体的には、消費生活情報の収集・分析・提供については、早期警戒指標の整備が行われ、一定の成果が上がったこと。国民への情報提供については、報道機関などを通じた情報提供に積極的に取り組んだほか、事業者名を含めました情報提供を適切に行い、消費者保護、被害の拡大の防止に寄与したと分科会として認めました。

また、苦情相談の充実・強化につきましては、経由相談の移送・共同処理など直接的な相談においてはあっせんの充実に取り組むとともに、平日バックアップ相談、土日祝日相談を適切に実施したと分科会としては認めました。

最後に、裁判外紛争解決手続の実施につきましては、重要消費者紛争の適正・迅速な解決のために適切に実施したと分科会としては認めました。

以上の評価から、分科会といたしましては、国民生活センターは、中期目標の達成に向けて順調に計画を実施していると判断いたしましたが、平成23年度の実績を踏まえまして、主として次の指摘をしております。

2ページのPIO-NETのシステム改善では、平成22年度に寄せられました改善要望のうち、改善できていない項目も残っているために、更なる取組みを期待しております。

また、3ページの「裁判外紛争解決手続の実施に関する事項」では、国民生活センター法施行規則所定の目標値であります4か月以内に近づけるように、紛争解決手続の主宰者であります委員会の独立性を尊重しつつ、一層の工夫を図られることを要望しております。

最後に、5ページの「業務運営の改善に関する事項」では、業務運営の効率化に関する目標は達成しているものの、非常勤職員などの雇用を増やした結果、その後、給与が大幅に増加しまして、最広義人件費が増加しているために、常勤職員による更なる業務の効率化を図りつつ、非常勤職員などは真に必要な業務に限定して、最広義人件費の抑制に努めることを期待しております。

ちなみに、項目別評価におきましては、保有資産の有効活用のところで、相模原事務所の研修施設や東京事務所の在り方についての検討状況、中核機関としての役割強化に向けた対応状況につきましては、政府方針による法人が独自に検討できる状況ではなくなっているというのが事情でございまして、評価すべき対象がないという整理をいたしました。

それ以外の項目につきましては、すべて項目指標ともA評価でございます。

なお、財務諸表につきましては、分科会において審議を行いました結果、特段の問題は認められませんでしたので、併せて御報告いたします。

以上でございます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御報告につきまして、何か御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

特に御質問等ございませんでしょうか。

そういたしましたら、年度評価は分科会の議決事項で既に議決されているところでありますが、当委員会としても、その内容について承ったということで取り扱わせていただきたいと思います。

次の議題でございますけれども、中期目標期間の業務実績に関する仮評価につきまして、これも前駆の審議といたしまして分科会の方で原案を作成しておりますので、伊集院分科会長代理から御説明をいただき、併せて消費者庁の方から補足があれば御説明をいただき、その後、委員の皆様の審議をお願いしたいと思います。

それでは、伊集院分科会長代理、よろしくお願いたします。

○伊集院分科会長代理 それでは、仮評価についての審議結果の概要につきまして続けて報告いたします。

まず、仮評価につきましては、資料4-2の10ページの総合評価欄に記載しております。ごらんくださいませ。

国民生活センターは、効率化、合理化を進めながら、国民生活センターの要請に応えるべく、計画に即して業務を進行したと判断いたしました。

具体的には、業務運営の効率化については、一般管理費、業務経費、人件費の削減に努めていること。PIO-NETの刷新などについては、計画を適切に実施したと分科会で判断いたしました。

また、早期警戒指標の作成や事故情報データベースの整備が行われ、わかりやすく迅速な情報を提供するための取組みが進められたことを分科会では評価いたしました。

更に、苦情相談の充実・強化については、経由相談の移送、共同処理などや直接的な相談においてはあっせんの充実に取り組んだことと、裁判外紛争解決手続の実施につきましては、事務局として適切にサポートしたことを分科会では判断いたしました。

以上の評価から、分科会といたしましては、国民生活センターは中期目標の達成に向け、順調に計画を実施していると判断いたしましたが、平成20年度から23年度の実績を踏まえまして、主として次のような指摘をしております。

常勤職員による更なる業務の効率化を図りつつ、非常勤職員であれば、真に必要な業務に限定して、最広義人件費の抑制に努めること。

PIO-NET刷新では、相談情報の早期登録のためのシステム面での対応は達成できたものの、業務改善についての自治体の理解が十分に得られなかったこともありまして、相談結果を直ちに登録につなげる業務体系の転換ができておりませんので、次期刷新では業務改善も含めまして、課題の克服に努めることを期待することになりました。

また、分科会では、消費者庁から見直し当初案についての説明を受けまして、それについても分科会で審議を行いました。修正意見はありませんでした。

なお、資料4-2の11ページには、見直し当初案仮評価の審議を踏まえまして、事務・事業及び組織形態についての意見としてまとめております。

内容としましては、事務・事業については、最広義人件費の規制に努めること。それから、PIO-NETの次期刷新では、業務改善も含めまして課題の克服に努めることを期待するなどの意見になりました。

また、組織形態につきましては、消費者問題に対して国や政府がどこまで、どのように対処すべきであるのかということと、現状の消費者行政のどこに、どのような不足があるのかを見極めた上で、国民生活センターが果たしてきた機能の適切な受け皿について、関係諸機関において具体的な検討が尽くされるべきである、そういう意見になりました。

以上でございます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

一部、見直し当初案の方もご説明いただきましたが、とりあえず、まず仮評価の方につきまして委員会の議決をいただく必要がありますので、資料4-2の10ページまでの仮評価表の内容につきまして、先ほどの分科会長代理の御報告を踏まえまして、皆様の方から何か御質問、御意見がありましたら、そちらの御発言をまずいただきたいと思います。いかがでしょうか。

遠藤委員、どうぞ。

○遠藤委員 10ページのちょうど真ん中ぐらいのところに、PIO-NETの刷新で、業務改善についての自治体の理解が十分得られなかったということで、「次期刷新では業務改善も含めて課題の克服に」と書いてあるのですが、「十分得られなかった」というのは、具体的にはどういうことだったのでしょうか。

○山本委員長 私の理解では、PIO-NET というのは、消費者の方などが消費生活センターに相談した情報が入っているわけです。これを各自治体が行政文書としてどういうタイミングで、どういう決裁の手続を経て出すかということについては、いろいろな自治体のお考えがあるわけです。他方、政府なり、勿論、国民の期待としては、なるべくそういう消費生活相談情報を早急に集積して、国民あるいはその他の消費生活にかかわる行政機関等に迅速に提供するということが期待されているわけです。その相克といえますか、その中で自治体は自治体のお考えがあり、プライバシーの問題とかいろいろな問題があつて、消費生活相談員さんがコンピュータに打ち込めば、すぐ PIO-NET に登録されるというのが目標なのですが、システム上は可能になったけれども、自治体側の手続との関係のすり合わせがまだ課題として残っていて、まだ時間がかかっているという状況であるということですか。

○遠藤委員 多分そういうことだろうと思ったのですが、それでは、どうしてそういうシステムの刷新をしてしまったのですか。相手側がそういうふうにやりましようと言っていないのにシステムだけ変えてしまってもしょうがないではないですか。お金だけ余計にかかったことになるのではないですか。

○山本委員長 協力してくださる自治体もあるのに、システムが古いのでできない、これもいかなので、システムをやらなければいけない。そういうシステムの刷新も自治体との関係も両方やらなければいけない。

○遠藤委員 そうすると、ここでは、一部の自治体はやっていただいたけれども、やっていただけない自治体があるという意味なのですか。

○山本委員長 私は、大ざっぱに言うとそういうことかなと理解していますが、もしかしたら少し不正確にお答えしている部分もあるかと思しますので、法人の方から何かございましたら、もう少し詳しく説明いただけますか。

○古畑国民生活センター理事 お答え申し上げます。

今、委員長おっしゃったように、いわゆる ICT インフラとしては、既に相談員の方が打ち込んでいただいたときに、それがデータとして入るようにはなっております。そのレジスターするのが、地方自治体が地方自治の名においてそれを承認し、外部に流していいよという承認していただくプロセスが入るわけでございますけれども、私どもは、全国所長会議であったり、そういう中で協力を要請してきてはいるわけでございますけれども、やはり地方自治と国の事務との越えられない川というのはそこにあったのではないかと、いうふうに私は感じております。

○遠藤委員 それは全然答えになっていないのではないですか。要するに、一部の自治体でも、たとえ少ない自治体にしろ、皆さんが考えられるような形にシステムを利用されたのか、それとも、どこもやっていないということなのかというふうに議論が少し変わったわけです。今のは、それに対する御説明がなっていないのではないですか。

○古畑国民生活センター理事 済みません。大変失礼しました。

協力をいただいたところも当然ございますので、全体で平均 32.5 日までのところに低減化しておりますし、中央値としては 25 日でデータが承認され、データを見られる状況まで改善はしてきております。

○遠藤委員 まだちょっと。全国で自治体というのは 1,700 ぐらいあるわけですね。今、この PIO-NET がつながっているのは、幾つの自治体があつて、そのうち幾つが、この新しい機能を活用されるようになってきているのかということについて説明いただければ、やったことはむだではなくて、まだ途上だなというふうにわかるのですけれども、そういうお答えはいただけるのですか。

○古畑国民生活センター理事 失礼しました。今、全国で 1,000 余のセンターに PIO-NET 端末を 3,600 台弱配備しております。そのうち、PIO-NET に登録されるデータは、上位 300 センターで全体の 80% の PIO-NET データが登録されております。

どこまでレジスターするまでの日時を低減化したかということでございますけれども、ほとんど入力ができないような一人でやっておられるところもございます。週に 5 日稼働していない消費生活センターもございますけれども、全部ひっくるめて 32.5 日まで低減化させてきたところでございます。

○山本委員長 これは、中期目標期間が今回、仮評価で 4 年間ですけれども、中期目標期間の当初は平均何日だったのですか。当然、もっと長かったわけですね。今、32.5 日で、中央値が 25 日。

○古畑国民生活センター理事 45 日から 50 日という理解をしております。

○山本委員長 ということで、今回が第 2 回の中期目標期間ですけれども、その前の中期目標期間も同じような案件があり、昔はもっとずっと長かったのです。少しずつ少しずつ縮めてはきている。ただし、まだいろいろな業務改善の方でかなりの課題が残っており、それを今後、そちらの方も、国センだけではできないかもしれませんが、消費者庁も含めて自治体との調整をやっていただきたいということをこちらに書いているということです。

○遠藤委員 そういうことだったら、十分得られなかったというよりも、得られたところと得られなかったところが一部あったという書きの方が正確なのではないですか。これだと、全体として不十分であるように聞こえてしまうので。

実は、私は、8 月 10 日付で政府 CIO に任命されたので大変興味があるのです。だから、次期刷新というのと業務改善というのが、次期刷新だけが来ても、業務改善というか、自治体の理解、納得が得られない状態では、新しい刷新を許すつもりは全くないので、その辺は非常に注意されて、せっかくなところまで来ているわけですから、是非やっていただきたいと思うので、よろしく申し上げます。

○山本委員長 力強い叱咤のお言葉をどうもありがとうございます。当然、自治体によっていろいろな対応の色彩の差、濃淡があるということは酌んだ上での表現ということもございます。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

特段ございませんでしょうか。ございませんようでしたら、仮評価につきましては、当委員会の方の議決事項でありますので、遠藤委員の方から御発言がございましたけれども、全体として仮評価の案は了承していただくという取扱いでよろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございます。当委員会として、この仮評価案を了承したものとして取り扱わせていただきたいと思います。

続きまして、国民生活センター関係の次の議題といたしまして、中期目標期間終了後の見直し当初案の御審議をいただきたいと思っております。先ほど伊集院分科会長代理の方から、資料4-2の末尾の11ページの事務・事業、組織形態についての意見という内容につきましても既に御説明いただいたところでございます。ただ、見直し当初案本体の方の御説明がまだでありますので、これを消費者庁の方からお願いしたいと思います。これは、北対協と様式というかやり方が違っておりました、北対協の方は、こういう11ページに当たる紙がない。そして、見直し当初案は1ページのものが出てきて、分科会の意見が既に反映されている案だという運営をされているようです。これに対し、国民生活センター分科会では、見直し当初案は政府というか大臣がおつくりになるもので、それについて、我々は何か意見があれば意見を言うという権限が通則法35条2項で定められておりますので、その意見としては見直し当初案を踏まえて、先ほどの11ページのような意見を分科会としてはとりまとめたというふうに整理しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、資料4-3、更に附属の資料も御用意いただいているようでありますので、見直し当初案につきまして消費者庁の方から御説明をお願いしたいと思います。

○村松消費者庁地方協力課長 それでは、資料4-3をごらんください。見直しの当初案でございます。

2ページからでございますけれども、「事務・事業の見直しに係る当初案の概要」でございます。

まず、「広報事業」につきましては、業務を着実に実施するとともに、事業の役割・位置づけについての整理を行うこととしております。

2の「情報管理事業」でございますが、PIO-NETにつきましては、全国の消費生活センター等における消費生活相談業務の支援等を引き続き行うために、平成27年3月末にシステム刷新を行うべく、必要な作業を実施するとしてございます。

3ページをごらんください。「相談事業」でございますけれども、引き続き、専門分野に特化した相談員、職員を配置するなど、経由相談の専門性を向上させるとともに、土日祝日相談及び平日バックアップ相談も引き続き実施することによりまして、消費生活相談に直接に対応する機会を確保し、消費者問題の早期発見、相談支援のためのノウハウを一層蓄積するなどによりまして、支援相談の一層の充実・強化を図ることとしてございます。

「商品テスト事業」でございますが、引き続き外部の検査機関を積極的に活用しまして、効率的な事業運営に努めることといたします。

4 ページに行きまして、「研修事業」でございますけれども、地方消費者行政の支援のため、それから、地方自治体の消費生活相談員を対象とした研修を積極的に実施いたしまして、地方での開催やインターネットを活用したオンライン研修を推進してまいることとしております。

なお、消費者庁で実施しております研修との関係を含め、事業の役割・位置づけにつきましては整理を行うこととしております。

それから、「紛争解決手続事業」、ADR につきましては、引き続き消費者紛争の迅速・適正な解決と同種紛争の未然防止のために和解手続を実施いたしまして、終了事案の手続の結果を積極的に公表するとともに、一層の効率化を図ることとしております。

次の「企画調整事業」につきましては、事業の一層の効率化を図った上で、引き続き事業を実施することとしております。

続きまして、5 ページからが「組織・運営の見直しに係る当初案の概要」でございます。

まず、1 の「不要資産の国庫返納」でございますが、東京事務所が置かれた建物は合築であるため、平成 25 年度中に国民生活センター以外の者が移転予定であることを前提としまして、同事務所の建物及び敷地を 25 年度中に国庫納付することとしております。

「事務所等の見直し」でございますが、相模原事務所の在り方につきましては、組織の見直しの結論を踏まえて決定することといたしたいと思っております。

「取引関係の見直し」でございますが、引き続き、随意契約等見直し計画に基づきまして、随意契約を原則として一般競争入札へ移行いたします。一者応札・応募がなかった契約につきましては、実質的な競争性が確保されるよう改善を図り、コストを削減し、透明性を確保したいと思っております。

それから、独法が行う契約に係る情報の公表等に基づきまして、引き続き契約に係る情報の公開を推進しまして、適切に対応してまいります。

また、公共サービス改革基本方針に基づきまして、官民競争入札等の積極的な導入を推進してまいります。また、随意契約や一者応札となっております案件につきまして精査をいたしまして、競争性の向上を図るとともに、国民生活センター契約監視委員会等を通じまして、調達効率化や随意契約の見直し等についても取り組んでいくところでございます。

6 ページに行きまして、「人件費・管理運営の適正化」でございます。次期中期目標期間中におきましても、総人件費を毎年度 1 % 以上削減するとともに、借り上げ宿舍廃止後も、地域学歴勘案のラスパイレス指数が 100 となるように人件費の削減を進めたいと思っております。それから、最広義人件費につきましては、平成 21 年度の水準にまで抑制を図ることとしております。

それから、業務運営コストの削減の観点から、次期中期目標期間中を通じまして、平成23年度比で一般管理費を3年間で9%以上削減、事業費を1%以上削減することとしたいと思います。

「自己収入の拡大」でございますが、出版物の販売、研修受講料につきましては、引き続き受益者負担が適正かどうかを検証しつつ、必要に応じて見直しを行ってまいります。

研修事業につきましては、引き続き地方公共団体との共催を図るなど、経費の削減、効率化に努めたいと思います。

それから、「事業の審査、評価」でございますが、各事業の審査・評価につきましては、外部評価の仕組みの導入について検討いたしまして、必要に応じて導入を図るということとしたいと思います。

最後に、「組織の見直し」でございますが、組織の見直しの結論を踏まえまして、国への移行に向けた作業を適切に実施するというようにしております。

以上が当初案の概要でございます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御意見、あるいは御質問がありましたら承りたいと思います。先ほどの資料4-2の末尾の資料、資料4-3の当初案、この両資料をごらんいただいて、御質問、御意見等がございましたら御発言をお願いしたいと思います。

○遠藤委員 ちょっとよろしいですか。

○山本委員長 どうぞ。

○遠藤委員 今、御説明いただいた2ページの下の2の「情報管理事業」のところですがけれども、①②とあって、特に①、②もそうなのですから、「消費者庁の地方消費者行政サポートシステム構築事業を、PIO-NETによる対応を行う方向で」と書いてあるのですけれども、これは、もともとPIO-NETでできそうなものを消費者庁はわざわざつくろうとしたのですか。

○山本委員長 これは消費者庁の方から、御質問がありましたので、お答えをいただきたいと思います。

○松田消費者庁次長 今、御質問の趣旨は、22年度まで実は2,000万計上していたのが本当に必要だったのかということであれば、今、具体的なものは持ち合わせていないのですけれども、なかなかうまくいっていなかったのではないかとということで、23年度、すなわち昨年度から既に0円ということでやっておりますので、そういった意味では、消費者庁の方でそういう構築事業を計上していたが、やはりPIO-NETの方を一本化した方がいいだろうということで既に廃止済みだという理解でよろしいかと思っております。ちょっとお答えになっているかどうかあれですけれども。

○遠藤委員 質問の趣旨は、もともとこれはやる必要があったのか。最初から国民生活センターの方のPIO-NETと相乗りをしてやった方がよかったのかという質問なのです。

○松田消費者庁次長 申し訳ございません。その時点での、消費者庁発足時において、やはり地方行政は大事だということでサポートシステムを構築したと思います。

PIO-NET につきましては、本日の評価の中でもいろいろ議論が出ておりますが、既に 2010 年モデルをやったときの、これは入力を直接相談員さんにやっていただくとか、それから、個人情報を入れるでありますとか、さまざまなものを盛り込んでいたところ、それについて、また逆にキーワードが 3,000 余あるとか、さまざまなことから、今、出ましたような 30 日余といったような処理期間もかかっているといった、見直しは見直しで別な話として 2010 年モデルを運用しながら、更に継続した次の刷新の話が出ているわけでございます。

それにつきまして、消費者庁として 22 年度段階で、既に発足した 1 年度目で、そうしたことを横目に見ながら、その 21 年度の段階では 22 年度要求に当たって、システムは別につくろうというふうに 2,000 万等を計上したものと思われませんが、既にその点については見直しを行い、廃止しているということだと思っております。

22 年度段階での執行がどのようなものであったかというのは手元に持ち合わせてございませんので申し訳ございませんが、いずれにしても、その時点でのシステム構築というのは中途断念せざるを得なかったようなものであったというふうに思っております。

○遠藤委員 よくわかりませんので、別の形で調査しますけれども、ついこの間、いろいろなことを調べたら、政府全体で 1,500 ほどシステムがあるのですね。その中をよく詳細を見てみると、同じような名称のものがごろごろありまして、府省の中でも随分同じようなものがあるのです。これもひょっとすると似たようなことを別々にやられようとしたのかなという気がしたものですから、そういうところは今後ないようにしていこうではないかというのが 1 つありますので、いずれまた詳しくお話を伺わせていただこうと思っております。こことはちょっと関係ないかもしれませんが、よろしくお願ひします。

○松田消費者庁次長 消費者庁といたしましても、いわゆる執行の情報システムでありますとか別なものをやっております。そういった中で、PIO-NET について 10 億ほどの大きなシステムがございますので、それに乗って相談員さんに直接いろいろな情報を入れるといったようなものもございます。そういった PIO-NET の関係以外に消費者庁として独自のシステムを持ってございますので、それも含めまして、今後の業務の見直しの中で併せて整理して、決してむだのないようにきちんと予算要求に当たりまして整理していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○山本委員長 ほかにございますか。これは、もう過去形の話で、しかも消費者庁の話です。もう既にその問題は一本化されており、今後は更にシステム刷新を行うという見直し当初案になっているということでございます。ほかの問題につき、何か御質問、御意見等は更にございますでしょうか。

平澤委員、どうぞ。

○平澤委員 私自身、NITE の評価委員長を 8 年やっていたので、消費者庁が発足し、国センがその下に入ってという、その段階からこのシステム全体については非常に興味を持っ

ていて、私の願いとしては、いわゆる縦割りではなく、消費者庁をつくった趣旨を活かし、多くの行政機関でそれぞれ類似の情報を集めているわけだけでも、それを一元的に処理できるような形でシステムが構築されるということを願っていたのですけれども、例えば、NITEの場合だと、警察や消防からの事故情報が一番大きな情報源になっているかと思うのです。それで、農水省は農水省で別の情報源を持っていて、今、国センが持っている自治体を中心とした情報源とは違う形で運用されているだろうと思うのです。それらがシステムとしてPIO-NETで統合されるような形になり、その情報の相互検証とか、そういう形で有効に活用されるようになればいいなということを願っていたのですけれども、実際の運営の中で、ここのところで数年経過する中で、経産省あるいは農水省、あるいは厚労省の関係もあろうかと思うのですけれども、それらと縦割りでない消費者行政構築に向けてどういう取組みがされてきたのかということをお聞きしたい、あるいはこれからやろうとしているのかということをお聞きしたいと思います。

○山本委員長 これは、NITEと国センの関係とか、あるいはFAMICの関係ですので、これは、まず連携の話をお聞きの方から答えていただいて、それで補足があれば消費者庁にお答えいただくということでしょうか。

それから、今の御質問は、商品テストについては、この見直し当初案の3ページにあるのですが、そうではなくて、PIO-NETの情報システムの統合みたいなことを。

○平澤委員 とうか、商品テストとして挙がってくる情報としての危惧が、警察や消防を主な情報源として挙がってくるような情報が、これは消費者にとっての情報として、商品テストをする前の情報といいたいでしょうか、やはり相互に有効ではないかと当初から思っていたわけですか。

○山本委員長 松田次長にお伺いした方が。

○松田消費者庁次長 私の方から。この後ろに「消費者行政の機能強化を目指して」という懇談会の報告もあるわけですが、一昨年12月の閣議決定に基づきまして、国センを廃止して、その機能の一部を消費者庁に移管することも含めて検討すべしということをお聞きの方から踏まえて、私どもはタスクフォースでありますとか、あるいは検証会議等をお聞きの方からやっております、その後、今回のこの国への移行をお聞きの方から踏まえた検討会というものをお聞きの方からずっとやってきたわけですが、発端になりましたのが、今、御指摘にございました、1つは商品テストとNITE、FAMICとの関係が競合しているのではないかというような御指摘も1つ、検討事項に確かにお聞きの方からございました。ただ、今、この検討の中では、やはり地方支援といういろいろなテストを中心とした消費者相談から発生したものはきちんと全部受けるのだと。NITEで事実上やってお聞きの方からいただいているところもあるのだけれども、それはそれでいいではないかということで、私どもは商品テストの地方から依頼されたものはきちんと全部やっていくということで、独自の存在意義があるということで整理してお聞きの方からやっております、でも、FAMICの場合は、ちょっとまた異質だろうかと思っておりますけれども、そういったことで、NITEはNITE、それから商品テスト部には独特のそれなりの独自の価値があるということで、今回、私ど

もとしまして、きちんとテスト部の機能をそのまま国へ移行する方向が適当ではないかというように、今、議論は収れんしていることもありまして、そういったのが今の動向で、国センが後からつけ加えるかと思いますが、そういったことで縦割りではなく、むしろ消費者問題全般、地方支援という意味でテスト部の機能はそのまま維持されるという方向で今、推移をしているということでございますので、御報告をいたしたいと思います。

もう1点でございますが、警察や消防の情報といったものをどうするのだ、PIO-NETの中に取り込めないかということでございますけれども、消費者庁が発足いたしましたときに消費者安全法が当時できまして、さまざまな事故情報を消費者庁に集約する。そういう中には、PIO-NETに載った情報も事故情報の報告とみなすという規程も確かにございます。そういった中で、消費者庁にも集約されておるわけでございますけれども、PIO-NETは基本的には消センの情報を集めたものでございますので、それにさまざまなそれ以外のものを別に加えて一本化するのがいいのかどうかということは、私どもは今、さまざまな80万件の9割方は財産情報でございます、残りの部分をあえてPIO-NETに身体事案を統合することがいいかどうかというのは、なかなか一長一短あるかと思っております。

折しも、この消費者安全法が3年目にして、今、改正をやっておりまして、間もなく国会の審議で上がろうかというところで、いわゆる事故調の議論もございます。これは、まさに実際、消費者庁が事故調査委員会、消費者安全調査委員会として、警察情報とのデマケも含めまして、きちんと消費者庁として消費者事故に取り組むということ、また別途動き出すわけで、この10月1日施行でございますので、そういったことから、さまざまな事故情報について更に対応していくということもやろうとしておりますけれども、PIO-NETの情報と事故情報の一元化というのは、現実的にもいろいろ慎重に検討する必要があるかというふうに考えております。

○野々山国民生活センター理事長 若干補足させていただいてよろしいでしょうか。

○山本委員長 どうぞ。

○野々山国民生活センター理事長 システムの関係は古畑理事の方から触れさせていただきます。NITE、FAMICとの関係につきましては、連携の合意を結んでおりまして、双方の技術提供や、情報共有を今やっております。具体的には、当センターではできないこと、あるいはNITE等ですぐれているものについては国民生活センターから依頼してテストをしてもらったりしております。それから情報共有をしながら、発表情報等もやっておるところです。

最近になりまして、消費者庁と国民生活センターの間でも安全関連についての情報共有を強化するというところで、消費者庁に入ってきた情報につきまして、私どもの方と消費者庁の方の消費者安全課との間で定期的に、週に一遍ほどを考えておりますけれども、情報共有をしながら、そこからさまざまな注意喚起であるとか、あるいは政策に結びつけることをやっていくということ、今進めているところであります。

あと、最近になりまして、消費者庁と国民生活センターの間でも安全関連についての情報共有を強化するというので、私どもの方には、先ほどおっしゃっていただいた消防とか保健所とか、そういうところの情報は入ってきませんので、そういう入ってきた情報につきまして、私どもの方と消費者庁の方の消費者安全課との間で定期的に、週に一遍ほどを考えておりますけれども、情報共有をしながら、そこからさまざまな注意喚起であるとか、あるいは政策に結びつけることをやっていくということを今進めているところであります。

○古畑国民生活センター理事 情報の共有化と、今後、近未来の身体・生命事案の事故調査委員会の関係が出ていたと思いますので、私の方からは、データベースについて若干補足させていただければと思います。

現在、12 機関が事故情報関係を集約し、それを事故情報データバンクとして消費者庁のシステムで運営をしております。その中には NITE の情報もございしますが、今、先生がおっしゃったような警察、消防の生々しい情報というのは、それには入っておりません。今、そのような状況でございします。

○山本委員長 るるいろいろ御説明いただきましたが、何かご意見はございますか。

○平澤委員 要するに、私はデマケ問題も 1 つあるかとは思いますが、それよりももっと消費者を中心に、分割された省庁別の対策ではなくて、統合的な対策がとられるのが望ましいのではないかというのが本来の思いであるわけです。

その意味で、今、御説明があったような情報の共有の在り方というのをできるだけ密にされるというのがいいのではないかと思います。PIO-NET がつくられた当初、たしか NITE にもその端末が置かれて、国センの情報は NITE が直接把握するということはできたわけですね。

それで、ちょっとうろ覚えにもなってしまったのですが、やはり年間 2,000 とか 3,000 ぐらいの調査すべき情報、候補になる情報というのが NITE の場合にもあったかと思うのです。その中から優先的なものを選びながら事故原因の究明を NITE はやっているのだけれども、先ほど、生々しい情報は挙がってきていないとおっしゃったのですが、むしろそれを共有されるのが望ましいのではないかと思うのです。そのような、より深い関係を持たれる、これは NITE としても、その方が多分、消費者にとって有利なわけですので、特に拒否するようなことはないのではないかと思うのです。

それから、情報システムも NITE の場合にもそれなりのものを整備したと思っておりますので、PIO-NET に載せるか載せないかということは別として、国センが多分中心になられるのが一番いいのではないかと思います。そこで消費者庁が行政をするに当たっての全体的な情報は管理されているといったような体制になっていくのが、私としては望ましいと思っております。いずれにしろ、御検討いただければと思います。

○山本委員長 ただいまの情報管理との関係で、NITE の情報、PIO-NET の情報、そういったものの連携なりを更に検討すべきである、あるいは、背景にはあらゆる情報を一元シス

テムでという壮大な平澤先生のプランがおありのようですけれども、いろいろ実務的な問題もあるかと思えますけれども、貴重な御意見ですので御参考にしていただければと思います。

ほかに、この見直し当初案につきまして、委員の皆様から御質問、御意見等はございますでしょうか。

特によろしゅうございますか。

そういたしましたら、これは当委員会の各委員の御意見、それから、分科会の方で一応、原案としてとりまとめさせていただきました事務・事業及び組織形態についての意見、この後者は8月10日段階の情勢を前提としているものでありますので、その後、事態が若干進展したために、一部アウト・オブ・デートになっている部分もございますけれども、こういったものを参考にしていただいて、見直し当初案に参考になるところは生かしていただければというふうに思います。

それでは、見直し当初案についての意見は、委員会のペーパーとしては、分科会の意見について御了承いただいたという取扱いにさせていただければと思いますし、また、個別の委員の意見につきましても、可能な範囲で御参考にしていただければという形で御対応をお願いしたいと思います。

次の案件でございますが、国民生活センターに関しまして、国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に対する検討状況ということで、検討委員会の方のとりまとめがなされたようでございますので、その御報告をいただければというふうに思います。

では、消費者庁の方から、よろしく申し上げます。

○村松消費者庁地方協力課長 お手元の資料4-4をごらんください。報告書本体もお配りしておりますが、4-4のレジюмеの方で報告書の概要を御紹介したいと思います。

内閣府におきましては、国民生活センターの国への移行を踏まえまして消費者行政の体制の在り方に関する検討会を今年の2月から開催いたしまして、国民生活センターの在り方を含めまして、消費者行政全般の体制につきまして検討してまいりましたけれども、先般、8月22日にとりまとめをされましたので、その概要を御説明したいと思います。

まず、この検討会でございますが、左上の白い四角でございますように、消費者庁等設置法の見直し規程と、今年1月に閣議決定されました独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針の中で、国民生活センターについては、平成25年度を目途に本法人の機能を国に移管するとされたことを踏まえて行われたものでございます。

左側が検討事項の1つ目で、「消費者庁、消費者委員会その他の消費者行政に係る体制の在り方」についての検討結果でございますが、国民生活センターの機能の一層の活用の重要性が随所で指摘されているところでございます。

その関係を主に御紹介したいと思います。

1の「司令塔機能の発揮」でございますが、②でございますとおり、特命担当大臣のもとで、消費者庁、委員会、国センは緊密に連携をするのが重要とされているところでございます。

また、⑤でございますとおり、消費者庁は、国センの政策提言を積極的に活用し、政策形成や他省庁への働きかけを生かすべきとも言われているところでございます。

⑥でございますとおり、消費者庁は、国セン職員の知見・ノウハウを生かしつつ、消費生活に関する調査研究機能強化のための体制整備を行うとされております。

2の「消費者行政を担う職員の養成・確保」につきましては、③にありますように、国センが長年培ってきたノウハウ・知見及び消費者目線は、消費者行政にとっての貴重な財産であるということから、熱意と意欲のある職員を消費者行政全般に積極的に活用すべきとされているところでございます。

それから、3の「総合力の充実」につきましては、②の一番下でございますとおり、国境を越えた消費者トラブルの対応につきましては、地方公共団体では限界があるということから、その相談窓口は国センに整備するということが言われているところでございます。

検討事項のもう1つ目の国民生活センターの在り方についてですが、こちらの検討結果は、右側の方でございます。

「基本的方向」につきましては、相談（あっせん）、研修、商品テスト、ADR など、国センのすべての機能を維持し、一体性を図りつつ、より一層それらの機能を充実することとされております。

なお、機能の充実にあたりましては、3つ目の○にありますように、移行先との間で総務部門ですとか経理部門といった管理部門を統合いたしまして、その上で事業部門の人員・体制の充実を図るとされているところでございます。

続きまして、「組織形態」でございますけれども、まず、新組織の名称につきましては、国民からの高い認知度、幅広い信頼性を得ていることから、引き続き国民生活センターとするとされているところでございます。

「組織形態」につきましては、独立性を担保しました特別の機関としまして、ADR を含めた業務運営ですとか、人事面での独立性を確保するとされました。

なお、同様の独立の機関といたしましては、法務省の独立の機関であります検察庁ですとか、国税庁の特別の機関であります国税不服審判所などが現在あるところでございます。

続きまして、「移行先」につきましては、消費者委員会、内閣府本府、消費者庁の3者を移行先の候補としまして検討がなされました。

その結果でございますけれども、3つ目の消費者庁の「期待」のところになります。消費者庁を移行先とすれば、消費者が具体的に相談を行う全国の消費生活センターと強いネットワークを持つ国センと消費者庁が一体となって取組みを行うことができるという点。それから、消費者庁が国民の意見や苦情の窓口となり、政策に直結させ、消費者を主役と

する政府の実現を図る上で意義があるということなどの理由によりまして、消費者庁を移行先とすることが有力な考え方とされたところでございます。

なお、消費者庁を移行先とした場合の懸念点としましては、機動性・柔軟性・消費者目線が損なわれるということがございましたけれども、この点につきましては、独立性を法的・制度的に担保した上で、特別の機関とすることによりまして対応することが必要であるというふうにされたところでございます。

以上が報告書の概要でございまして、今後といたしましては、消費者庁としましては、本報告書を踏まえた政務三役の指示を受けまして、その上で必要な作業を進めていくこととしているところでございます。

以上でございます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの報告書の御説明につきまして、委員の皆様から何か御質問等ございましたらお出しいただければと思います。

特にございませんでしょうか。

それでは、特にございませんようでしたら、これは御報告で承ったということとさせていただきます。

以上をもちまして、国民生活センター関係の案件はすべて終了いたしました。どうも御苦労さまでございました。今後とも引き続きお取組みをよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、報告事項といたしまして、宇宙航空研究開発機構（JAXA）関係の案件がございまして、本年6月に内閣府設置法等の一部を改正する法律が成立いたしました。その中で新たに内閣総理大臣がJAXAの主務大臣として加わることになりました。これは、冒頭、御紹介があったところでございます。

そこで、当委員会でもJAXAについて評価を行う必要があり、7月12日に新たに宇宙航空研究開発機構分科会を設置したところでございます。それにつきまして、関係の御説明を宇宙戦略室からしていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○西本宇宙戦略室長 宇宙戦略室の西本でございます。よろしく申し上げます。

それでは、資料5でございまして、今、御紹介いただきましたとおり、今般、関係の法令が改正いたしまして、内閣総理大臣はJAXAの主務大臣に追加されたことから、宇宙航空研究開発機構分科会を設置するというところでございます。

資料5の1番、「設置のポイント」と書いてございます。宇宙基本法の考えに基づきまして、内閣府に今般、宇宙政策の司令塔機能ができました。また、準天頂衛星など、複数の省庁で利用する衛星システムの開発とか整備、運用等の施策の実施機能を担当するというので、この体制を整備することになりました。

宇宙開発利用の戦略的な推進体制を構築するために、内閣府の設置法とJAXA法等の改正を7月12日付で行っております。JAXA法改正によりまして、内閣総理大臣が主務大臣に追加をされましたということでございますので、この7月12日に内閣府独立行政法人評価

委員会令の政令改正を行わせていただきまして、この委員会に宇宙航空研究開発機構の分科会を設置するというようにさせていただきます。

法改正のポイントでございますけれども、まず、内閣府設置法がどのように改正されたかということでございますが、2、内閣府の所掌事務として、そこに書いておりますような4つの点について追加がなされております。宇宙開発利用の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する企画及び立案並びに総合調整、あるいは、宇宙開発利用に関する関係行政機関の事務の調整、あるいは、多様な分野において公共の用又は公用に供される人工衛星等の整備及び管理、宇宙開発利用の推進ということでございます。

同じく内閣府設置法を改正いたしまして、宇宙政策委員会を設置いたしました。この宇宙政策委員会では、宇宙開発利用に係る政策に関する重要事項、それから、関係行政機関の宇宙開発利用に関する経費の見積もり方針に関する重要事項等の調査審議、それから、内閣総理大臣又は関係各大臣に対する意見、勧告でございます。

JAXA法の改正の部分でございますけれども、これは3の①から⑥まで書いてございますけれども、JAXA法の目的規定における平和利用に関する記述を宇宙基本法と整合的なものとする。それから、JAXAの中期目標の策定に当たっては、宇宙基本計画に基づくこととする。それから、JAXAの業務として、人工衛星等の開発、打ち上げ、運用等の業務に関して、民間事業者の求めに応じて援助及び助言を行うことを追加いたしております。

④でございますけれども、主務大臣として以下の大臣を追加するというように、これが今回の評価委員会の分科会の設置のもとになっておりますけれども、内閣総理大臣、経済産業大臣が主務大臣として追加されております。

それから、政令によりまして、個別プロジェクトに応じて主務大臣を追加する仕組みを導入されてございます。

⑥でございますけれども、主務大臣は、関係行政機関の要請を受けて、我が国の国際協力の推進若しくは国際的な平和及び安全の維持のために特に必要があると認めるとき又は緊急の必要があると認めるときは、JAXAに対し、必要な措置をとることを求めることができるということでございます。

したがって、4、内閣府独立行政法人評価委員会の政令を改正させていただきます。JAXA法改正に伴って、内閣総理大臣がJAXAの主務大臣として追加されたということから、内閣府独立行政法人評価委員会令を改正いたしまして、新たに宇宙航空研究開発機構分科会を追加するというようにさせていただきます。

これに伴いまして、12人でございました評価委員会の委員の上限を13人に増員いたしまして、併せて委員会に臨時委員及び専門委員を置くことを可能といたしました。

JAXA分科会の評価の視点でございますけれども、これは改正JAXA法におきまして、内閣総理大臣がJAXAの行う「人工衛星等の開発、打上げ、運用等の業務であって宇宙の利用の推進に関するもの」、また、それらに関する「民間事業者の求めに応じて行う援助及び

助言」についての主務大臣となりましたので、そのような観点から JAXA 業務を評価する必要がありますが、

具体的には、①から④に書いてございますけれども、宇宙の利用の拡大を図る観点から、JAXA の行う衛星開発等が広く利用者のニーズに応えるものとなっているのかどうか。あるいは、同様の観点から、JAXA が衛星開発等を行うに際して、利用者のニーズをとらえる取組みがなされているか。あるいは、同様の観点から、JAXA が衛星開発を行うに際して、新たな利用者を開拓するというような取組みがなされているのか。④でございまして、民間事業者への援助及び助言が、日本の宇宙産業の国際競争力強化とか、産業の発展等に資するように適切なものになっているか等々でございまして、

今後の予定でございまして、9月に JAXA 分科会委員発令を行わせていただきたいということでございまして、

以下、参考資料をおつけいたしております。

以上でございまして、

○山本委員長 それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問等ありましたらお出しただければと思います。

特によろしいでしょうか。

そうしましたら、今後、またこういった関係の議題も上がってくるかと思っておりますので、委員の皆様、引き続きよろしくお願いたしたいと思っております。

それでは、どうも御苦労さまでした。

続きまして、今年3月、沖縄分科会の方で議決された役員の業績勘案率につきまして、総務省の政独委から意見なしという通知が参りましたけれども、その通知に付言事項というものが付されておまして、その関係の説明を事務局の方からしていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○岩井大学院大学企画推進室次長 沖縄振興局でございまして、

それでは、説明いたします。資料6をごらんください。

資料6の1ページ目ですけれども、独立行政法人の沖縄科学技術研究基盤整備機構(OIST)でございまして、3名の役員の退職に係ります業績勘案率につきまして、今年の3月、内閣府の独立行政法人評価委員会におきまして1.0とする案を決定いたしました。

この独立行政法人の役員退職金に係ります業績勘案率の決定に当たりましては、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の意見をあらかじめ聴取する必要がありますが、それで、本件につきましても総務省の評価委員会に対しまして意見照会を行いました。

総務省の評価委員会におきましては、下部組織でありますワーキンググループにおきまして3回にわたりまして議論をしまして、更にワーキンググループの親会に当たりまして独立行政法人の評価分科会におきましても1回議論が行われました。その際、理事長及び理事の業績につきまして、在任中に発生した減算要因を払拭するほどの加算要因があるとまでは言えないのではないかと指摘がありました。

このため、沖縄科学技術基盤整備機構分科会（OIST 分科会）におきましては、加算要因に当たります法人の顕著な業務実績につきまして、懇切丁寧に説明してまいりました。その際、OIST 分科会も 1 回開催しまして、総務省の評価委員会に更に説明すべき論点につきまして、委員の皆様にご議論をいただきました。

その結果、総務省の評価委員会におきまして、役員 3 名につきましては、いずれも業績勘案率（案）が 1.0 について、「意見なし」と了承されました。

5 ページ目をごらんください。こちらが 7 月末の総務省の評価委員会からの回答でございます。役員 3 名につきましては、いずれも業績勘案率（案）1.0 について「意見なし」とされております。ただし、回答の 2 ページ目の冒頭でございますように、「理事長及び理事の個人業績については、在任中に発生した減算要因を払拭するほどの加算要因があるとは言いえないのではないかとの見解があったことを踏まえ、公表の際には、加算要因について国民への説明責任を十分果たすよう申し添える」との付言がございました。

7 ページ目をごらんください。独立行政法人の役員の退職金につきましては、閣議決定に基づきまして、支給額とともに決定に至った事由について、所管府省及び独立行政法人において毎年公表することとされております。その際、今回指摘された加算要因についての説明責任を所管府省及び独立行政法人が十分果たせるよう、これまで業績勘案率を審議し決定した立場から、OIST 分科会が加算要因として評価した事項をわかりやすくまとめたものが、こちらの資料でございます。

ここでは、加算要因として評価した事項として大きく 2 つを挙げております。

1 つ目は、世界最高水準の教育研究機関を沖縄の地にゼロから設立するという我が国でも前例のない困難な任務を比較的短期間で完遂したこととあります。

その証左として、全体の評価項目のうち約 9 割が「A+」「A」の高評価であること、内閣府所管の独立行政法人の評価では、ごくわずかの A+ 評価を受けたことを挙げております。

2 つ目は、A+ 評価を受けた項目が教育研究機関として中核業務に関連する項目であることです。ここでは、OIST の顕著な業務実績について、加算要因として評価した根拠をわかりやすく説明する観点から、国際ワークショップの開催、優秀な研究者の採用を例に挙げまして、定量的なデータを引用しつつ解説しております。

まず、国際ワークショップにつきましては、機構発足以降、毎年 8 回程度継続開催しており、外国人の参加割合が 5 割以上で、かつ、講義内容への参加者の満足度が高いなど、本物の国際レベルと呼ぶにふさわしい質の高いものとなっております。

また、ワークショップ開催を通じて形成されました国際的なネットワークが、学生・研究者の採用に活かされている証左として、学生や主任研究者に占める参加者割合を紹介しております。

研究者につきましては、主任研究者について、6 割以上が外国人であること、バランスのとれた年齢構成であること、権威のある賞の受賞歴や論文掲載実績が豊富であることな

ど、プロフィールを解説しております。また、研究者の質を確保する仕組みとして、採用段階で「候補者の研究分野における世界中の研究者集団の上位5～10%に入るか」の見解を学外の各研究分野の第一人者に求める「学外ピア・レビュー」を実施していること、採用後もハイレベルな水準により研究者の業績を評価していることを挙げております。

また、業務実績の好調さの表れとしまして、国内外における高い期待・評価を得ていることを、「ネイチャー」「エコノミスト」などの海外メディアでの報道状況、主任研究者や本年9月から入学する第1期の学生の応募状況などを挙げながら説明しております。

このほか、OISTにおけます研究活動への理解の一助となりますよう、独創性・学際性を発揮しやすい研究環境といった特徴や、既に動き出している研究プロジェクトについても紹介しております。

研究環境につきましては、異なる研究分野の研究者の連携・協働を推進できるよう、学部の壁のない組織や日常的に交流する環境があることを挙げております。

研究プロジェクトの一例としましては、1つが「健康・医療」、2つには「海洋、環境・エネルギー」のテーマを中心に、研究概要や今後期待される成果を紹介しております。

所管部局及びOISTにおきましては、退職金支給の決定に至りました事由を公表する際には、こちらの資料を基にしまして加算要因について説明することとなります。

これまでの総務省の評価委員会への説明や今回の資料作成に当たりましては、平澤分科会長を始め委員の皆様にご協力いただきましたことを厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

○山本委員長 それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問等ありましたらお出しただければと思います。

特にございませんでしょうか。これは、「公表の際には加算要因について国民への説明責任を十分に果たすよう申し添える」というのが付言事項ですけれども、この今日の資料は、どんな形で取り扱うことになりそうでしょうか。

○岩井大学院大学企画推進室次長 公表する際にこの資料を基にしまして、加算要因について説明するという形を考えております。

○山本委員長 公表というのは、ホームページか何かでということですね。

○岩井大学院大学企画推進室次長 ホームページなどを考えています。

○山本委員長 そういう対応をするということでございます。

それでは、よろしゅうございますでしょうか。業績勘案率自体は分科会の議決事項でありますけれども、あくまでもそれは内部の事務分掌でありまして、私たち全員が責任を負って、最終的には私たちの名前を決めたということになるということもありますので、今日は特に御報告をいただいて、委員の皆様にも情報を共有していただきたいということでございます。分科会の皆様には、随分いろいろ何回もお集まりとか対応で大変だったと思いますが、どうも御苦労さまでございました。

それでは、本件につきましては御報告を承ったということ、それから、対応につきましてもそのような形でよろしく願いするということで、まとめさせていただきまして、次の議題に移らせていただきたいと思います。

次は、議題の7、役員報酬等の改正につきまして、これは政評課長の方から御説明をよろしく願います。

○渡部政策評価広報課長 お手元の資料7、「役員報酬規程改正のポイント」をごらんください。

こちらの資料は、内閣府所管独法の役員報酬規程改正の概要を一覧にしたものでございます。昨年9月の人事院勧告をかんがみた給与の改訂を定めるとともに、厳しい財政状況、特に東日本大震災の対応のためには歳出の削減が不可欠であるということもございまして、国家公務員の人件費削減を目的としまして、本年の3月に施行された法律、こちらの資料の上でございますが、国家公務員の給与の改訂及び臨時特例に関する法律に伴いまして、各独法の役員の俸給、期末手当の支給基準の改訂等がなされたものでございます。

御参考までに資料の末尾の方には、今回の改正のもとになっている法律の概要をお示ししてございます。

以上でございます。

○山本委員長 本件につきましても、何か委員会として意見があれば意見を申し出るという権限を持っておりますので、意見をお持ちの委員は御発言をお願いしたいと思います。また、何か御質問がありましたら、御質問をお願いしたいと思います。

特に御発言はございませんでしょうか。ございませんようでしたら、委員会としては、本件につきましては特段の意見なしということで対応をしたいと思います。

どうもありがとうございました。

それでは、予定されていた議題は以上でございます。あとは、今後の評価委員会の予定につきまして御説明をお願いしたいと思います。

○渡部政策評価広報課長 お手元の資料8をごらんください。今後の評価委員会の開催の予定でございます。

年内につきましては、10月、11月に例年どおり、来年度、25年度の概算要求の状況、それから、今年度の上半期の業務執行状況について各法人から聴取していただくための委員会の開催を予定しております。

それから、年明け以降でございますが、今年度の業務の実績評価を行うための評価の基準について御審議いただくため、2月以降、各分科会の開催を予定しております。加えまして、北対協、国センの分科会では、中期目標案について御審議をお願いいたします。

委員会の開催でございますが、新たな中期目標案、それから中期計画案について御審議いただくため、2月と3月に1回ずつ開催を予定しております。先生方におかれましては、大変お忙しい中、恐縮でございますが、次回の御出席を賜りますようお願いいたします。

また、お席の方に日程の確認表を配付させていただいております。もし御記載いただけるようでしたら、そちらの方に御記載の上、席上に置いていただければと存じます。いずれにしましても、またメールで日程の方を確認させていただく予定でございます。

以上でございます。

○山本委員長 それでは、今後のスケジュールをテイクノートしていただき、また、日程調整にも御協力いただければと思います。

それでは、以上をもちまして本日の議題は終了とさせていただきます。

最後になりますけれども、10月末の沖縄分科会の解散に伴いまして、平澤分科会長、遠藤分科会長代理におかれましては、晴れて当委員会御卒業ということになります。両委員は、平成18年6月の沖縄分科会発足時から御参加いただきまして、世界水準の大学改革を目標とした沖縄機構の評価審議につき、多大なる御尽力を賜りまして、厚く感謝申し上げます。引き続き、当委員会への御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、これをもちまして本日の委員会を終了させていただきます。審議に御協力いただきまして、どうもありがとうございました。